

新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症に関する留意事項などを補足します。尚、以下の内容は2021年1月時点の情報に基づいており、今後も状況の変化が見込まれますので、常に最新の情報を得るように心がけてください。

1. 新型コロナウイルス感染症と葬祭業

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）とはSARSコロナウイルス2と呼ばれるウイルスが原因となって発症する感染症を指します。すでに世界的流行によって重篤な被害をもたらされている一方、未だ医学的に解明されていない部分も多く、社会的な不安をもたらしていることはご存知の通りです。

このような状況を踏まえて、私たち葬祭業者は一人ひとりが「社会に安心を与える」という使命を帯びていることを認識する必要があります。自らの感染防御にも万全を期した上で、お客様とご遺体の安心と尊厳を保ち、また葬祭業者が不安を煽ることのないような業務を心がけましょう。

2. 法令上の分類

2020年2月1日付で施行された政令により、新型コロナウイルス感染症は感染症法の「1～5類」ならびに「新型インフルエンザ等感染症」のいずれにも属さない「指定感染症」に分類されました。

この指定は2021年1月末までが期限となっていましたが、同1月7日付でさらに1年間の延長が閣議決定されたことに加え、感染拡大の長期化も念頭において入院勧告および自粛要請などの措置を現在よりも強化し、かつ円滑に行うことができるような感染症法の改正が政府内で検討されていると現時点では報道されています。独自の判断ではなく、法令にしっかりと準拠した適切な情報と知識に基づいて業務を行うためにも、厚生労働省および国立感染症研究所をはじめとする公的機関のホームページなどを常に確認するようにしてください。

3. 対応策

今のところ主要な感染経路は接触感染と飛沫感染であると考えられています。また、現時点で遺体からの感染が明確に検証されている事例は報告されていませんが、複数の研究が「その可能性を否定できない」とする結果を報告しています。遺体の取り扱いは今まで以上に万全を期して、オフィスも式場も、そして移動中もいわゆる3密（密閉・密集・密接）を避けることを常に意識してください。自らの体調もこまめにチェックし、異変が生じたときには必ず周囲に報告することも大事です。また、業務を離れた日常生活でも注意を心がけましょう。

葬祭業に特化した具体的な対処策としては、全日本葬祭業協同組合連合会と全日本冠婚葬祭互助協会による「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」、および厚生労働省と経済産業省による「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の2つが最も網羅的な指針となります。以下のホームページにも掲載されていますので、全ての内容を精読して日々の業務に反映させるようにしてください。

①「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」（※どちらも内容は同じです）

<全葬連 HP> https://www.zensoren.or.jp/download/index/sougi_guideline_20200529.pdf

<全互協 HP> <https://www.zengokyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/05/e80b485c4979910cfe54ba7bb12dafc2.pdf>

②「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」

<厚労省 HP> <https://www.mhlw.go.jp/content/000653447.pdf>